

令和3年度

申込締切：9月17日（金）

みまたん創業スクール

- コロナ収束後に独立開業をめざしている方
- 創業間もない方（5年未満）
- 三股町内で創業を考えている方
- 趣味・特技を活かしてビジネスを始めたい方
- 子育て中でも何か事業を始めたいと考えている方 等に学んでいただきたい内容をまとめた全4回の講座です。

あなたの夢への挑戦
応援します!!



【日程表・カリキュラム】

開催日	テーマ	概要	講師
第1回 令和3年 10/6（水） 18:30~20:30	創業の心構えと 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・創業の心構え、自らが実現したい創業のイメージ ・経営の原理原則を押さえた創業とは ・創業期の人の育て方 ・従業員を雇用する手続き・注意点・労務管理 	宮崎県よろず支援拠点 コーディネーター 中小企業診断士 中城 健太 氏
第2回 10/13（水） 18:30~20:30	販売戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源活用法について ・自分の商品・サービスの強み・弱み ・マーケティングと販路開拓 ・WEBを活用した販促活動 ・キャッシュレス決済活用法 	宮崎県よろず支援拠点 サブチーフ コーディネーター 小川 大輔 氏
第3回 10/20（水） 18:30~20:30	会計・税務の基礎 知識と資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ・会計及び税務の基礎知識 ・創業時に必要な手続き ・資金繰りについて ・資金調達方法（創業融資・補助金等） 	宮崎県よろず支援拠点 コーディネーター 税理士 糸山 秀彦 氏
第4回 10/27（水） 18:30~20:30	ビジネスプラン の策定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・創業ビジネスプランの位置づけ ・ビジネスプランの作成方法 ・ビジネスプラン策定の具体例 	宮崎県よろず支援拠点 コーディネーター 中小企業診断士 高橋 忠伸 氏

場所：三股町商工会 会議室

定員：15名（先着順）

受講料：無料

*オンライン受講者除く

お問い合わせ・申し込みはこちら

対応時間 8:30~17:15

*土、日、祝日は休館

三股町商工会 TEL (0986) 52-2226 / FAX (0986) 52-2249 <HP> <https://r.goope.jp/45mimata>

〒889-1901 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4421番地22 ※JR三股駅横の「三股町産業会館」内

主催：三股町商工会

共催：三股町、宮崎県よろず支援拠点（公益財団法人 宮崎県産業振興機構）

裏面 申込書

↑ Faxはこちら向きに送信してください ↑

三股町商工会 宛

申込締切：9月17日（金）

FAX 0986-52-2249

みまたん創業スクール 参加申込書

お申し込みの方は、下記必要事項をご記入の上、FAX 送信か郵送又は商工会窓口へ提出してください。なお、「リアル受講」は定員になり次第募集を締め切りますので予めご了承ください。

フリガナ		性		年	
お名前		別	男・女	齢	歳 * 受講時
ご住所 (ご自宅)	〒 -				
お電話番号 (昼間に連絡が 取れる番号)	() -	携帯番号	-	-	
メールアドレス	@				
現在のご職業 * 該当番号に○	1 会社員(派遣社員、公務員等含) 2 会社経営者・会社役員 3 個人事業者 4 専業主婦(夫) 5 学生 6 パート・アル バイト等 7 その他()				
創業を考えて いる業種	1 サービス業 2 卸・小売業 3 飲食業 4 製造業 5 建設業 6 農林漁業 7 その他()				

当スクールは、来場されて対面受講すること（リアル受講）を原則としていますが、受講者の利便性向上から「オンライン受講」もできます。

希望する 受講方式 * いずれかに○	1 リアル受講 * 先着15名 2 オンライン受講(Web ツール : Zoom) * 受講者数制限なし			
出欠確認 * 出席○ 欠席×	10/6 ()	10/13 ()	10/20 ()	10/27 ()

※全カリキュラム受講修了者には、下記メリットが受けられる受講証明書を発行します。

※オンライン受講希望者は、パソコンでの受講を推奨します。また、ネット接続・Eメール・Webカメラ・マイクは必須です。

※ご記入いただきました個人情報につきましては、各種連絡、情報提供のために利用するほか、創業支援策などの充実を目的としたアンケートを送付する場合に利用いたします。

受講修了者の創業期にうれしい4つのメリット！！

- メリット1 法人設立際の登録免許税が軽減
- メリット2 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉の補助上限額が50万から100万に引き上げ
- メリット3 日本政策金融公庫の新創業融資制度の自己資金要件が撤廃 * 審査があります
- メリット4 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始6か月前から利用対象